

ユネスコ無形文化遺産保護条約第 8 回政府間委員会
結果概要

1. 日時

平成 25 年 12 月 2～7 日

2. 開催地

バクー（アゼルバイジャン）

3. 議長等

議長：アゼルバイジャン（H.E. Mr Abulfas Garayev）

副議長：ギリシャ、ブラジル、中国、ブルキナファソ、エジプト

ラポラトウール：Ms Ling Zhang（中国）

4. 委員国（24 か国）

（網掛けは 2014 年 6 月で委員国任期終了。それ以外は 2016 年 6 月まで。）

グループ I	スペイン、ベルギー、ギリシャ
グループ II	アルバニア、アゼルバイジャン、チェコ、ラトビア
グループ III	グレナダ、ニカラグア、ブラジル、ペルー、ウルグアイ
グループ IV	中国、インドネシア、日本、キルギス
グループ Va	ブルキナファソ、マダガスカル、ナミビア、ナイジェリア、ウガンダ
グループ Vb	モロッコ、エジプト、チュニジア

5. 補助機関メンバー国

スペイン、チェコ、ペルー、日本（ラポラトウール）、ナイジェリア（副議長）、モロッコ（議長）

6. 主要決議等

(1) 各一覧表への提案審議結果（議題 7、8）

① 代表一覧表（累計 281 件）

記載：25 件（「和食」を含む）、情報照会：3 件、不記載：0 件、

取り下げ：3 件（詳細は資料 7）

* 我が国より提案していた「和食；日本人の伝統的な食文化」は、補助機関による事前の勧告どおり、代表一覧表への「記載」と決議された。なお、「和食」は、ベルギー、仏、伊、ペルー、韓国よりの提案と並び、モデルとなるべき提案書と評価された。

* 補助機関による事前の勧告と委員会における審議結果の異なるもの

「不記載」→「記載」：2件（ブラジル、ウクライナ）

「不記載」→「情報照会」：2件（オーストリア、ナイジェリア）

②緊急保護一覧表（累計35件）

記載：4件、不記載：6件、取り下げ：2件（詳細は資料8）

* 諮問機関による事前の勧告と委員会における審議結果の異なるもの

「不記載」→「記載」：1件（ウガンダ）

③ベスト・プラクティス（累計11件）

選定：1件、非選定：1件（詳細は資料9）

④25,000ドル以上の国際的援助要請（累計6件）

承認：0件（詳細は資料10）

（2）代表一覧表への提案の審査に関する事項（決議8）

代表一覧表への提案に関する総論として、以下の事項を含む決議が採択された。
委員会は、

- ・ 幅広く各地域を代表する提案があったことを歓迎する。（パラ4）
- ・ 複数国間での調整メカニズムを工夫して提出された、複数国による提案を歓迎し、そのような調整の努力を行った提案国に、その経験を他国と共有する方法を検討するよう奨励する。（パラ5）
- ・ 締約国に対し、無形文化遺産のジェンダーの観点、有形・無形文化遺産間のリンク、無形文化遺産が持続可能な開発にとって果たし得る役割について、一層の取組を行うことを推奨し、提案書作成にあたってはこれらの問題に留意するよう求める。（パラ7）
- ・ 不記載の決議は、当該案件そのものの価値に関する判断を一切含まず、ただ提案書の中に提示された情報の適切さのみによるものであることを強調する。（パラ8）
- ・ 締約国に対し、コミュニティ、集団、個人間の尊重は条約の根本原則であり、代表一覧表への記載は、文化多様性の尊重につながる対話を奨励するものであるべきことをリマインドし、締約国に対し、提案書においては、特に、そうした尊重を害し、対話を阻害するような表現を含め、他の締約国における慣習や活動に対する記述を避けるよう細心の注意を払うべきことを要請する。（パラ10）
- ・ 引き続き、無形文化遺産の適切な規模及び範囲の考察を継続する重要性に留意し、提案国に対し、提案された案件が無形文化遺産の定義に該当することの明確な説明を提供するよう奨励する。（パラ11）
- ・ 意図されたものと意図されないものの両方を含め、代表一覧表への記載により生じた結果についてのモニターと評価の必要性に留意し、締約国に対し、その定期報告を、保護措置と記載のインパクトに関する最新の、詳細な情報の提供のために活用するよう求める。（パラ13）
- ・ 関係するコミュニティ、集団、個人は、無形文化遺産の特定や目録作成、提案書

作成・提出、無形文化遺産のビジビリティやその重要性の認知向上、保護措置実施といったあらゆる段階において本質的な参加者であることを再確認し、提案国に対し、提案プロセスへの彼らの参加について、十分な証拠を提示するよう求める。(パラ14)

- ・ コミュニティの自由な、事前の、十分な説明を受けた上での同意を示す幅広い証拠は歓迎されることを指摘し、締約国に対し、このような同意を示す視聴覚素材を有効に活用すること、また、同意書の形式については、関係するコミュニティの状況に応じて合わせることを奨励する。(パラ15)
- ・ 提案書は、提案された案件が、条約第11条及び第12条に則った締約国の無形文化遺産の目録に含まれていることを示す書面上の証拠がなければ完全とはみなされないことを繰り返し、さらに、そのような書面は、もし目録が英語または仏語以外で作成されている場合は、英語または仏語の目録抜粋を含むべきであることを決定する。(パラ16)
- ・ 条約に沿った適切な語彙を使用することの重要性を指摘する。(パラ17)
- ・ 事務局に対し、締約国が提案書を作成する際の助けとなるよう、これまでに得られた教訓、補助機関、諮問機関及び委員会によってこれまでなされた考察や勧告等に関する覚え書きを作成することを求める。また、事務局に対し、覚え書きをウェブサイト上で公表し、締約国の特段の注意を喚起するよう関連した書式の別添資料として添付するよう求める。(パラ18)
- ・ 事務局に対し、一貫性の観点から、代表一覧表、緊急保護一覧表、ベスト・プラクティス、国際的援助要請の審議に関する過去の委員会決議の実施について、評価を行うよう求める。(パラ19)

(3) 2014年記載サイクルの諮問機関及び補助機関について(決議9)

- ① 諮問機関 (事務局が提案した候補者の中から委員会が選出した無形文化遺産の専門家6名+6専門機関により構成。2014年記載サイクルの緊急保護一覧表、ベスト・プラクティス、25,000ドル以上の国際的援助要請の審査を担当。) については、昨年からの毎年メンバーのうち4分の1を改選するというローテーション制が導入されており、このローテーションに従い、1団体(グループI)と専門家2名(グループII、IV)が改選された。

改選後の諮問機関メンバー

(専門機関)

グループI : Heritage Foundation of Newfoundland and Labrador (カナダ)

グループII : International Council for Traditional Music (スロベニア)

グループIII : Centro de Trabalho Indigenista (ブラジル)

グループⅣ : Trung tâm Nghiên cứu, Hỗ trợ và Phát triển Văn hóa/Centre for Research, Support and Development of Culture (A&C) (ベトナム)

グループⅤa : The Cross-cultural Foundation of Uganda (ウガンダ)

グループⅤb : الجمعية لقاءات للتربية والثقافات/Association Cont'Act pour l'éducation et les cultures (モロッコ)

(専門家)

グループⅠ : Mr Egil Sigmund Bakka (ノルウェー)

グループⅡ : Ms Kristiina Porila (エストニア)

グループⅢ : Ms Kris Rampersad (トリニダードトバゴ)

グループⅣ : Mr Anthony Parak Krond (パプアニューギニア)

グループⅤa : Ms Claudine-Augée Angoué (ガボン)

グループⅤb : Ms Annie Tohme-Tabet (レバノン)

②補助機関 (委員国の中から選出された6か国により構成。2014年記載サイクルの代表一覧表への提案の審査を担当。) については、2016年6月まで任期を残す委員国の中から、ギリシャ、ラトビア、ペルー、キルギス、ナイジェリア、チュニジアが選出された (下線は本年から継続して補助機関に残るメンバー)。

(4) 2015年及び2016年サイクルで取り扱う提案書の件数 (決議10)

条約の運用指示書において「一か国につき少なくとも1件審査されるように努める」(パラ34)との原則が規定されているものの、審査を行う機関のキャパシティ及びユネスコ事務局の人的リソースの制約にかんがみ、2015年及び2016年の審査件数をそれぞれ50件とし、併せて、どの提案国も少なくとも2年に1件は審査されることを保証することを求める旨が決議された。

なお、2014年記載サイクルについては、63件の提案書(代表一覧表、緊急保護一覧表、ベスト・プラクティス、25,000ドル以上の国際的援助要請の4リスト合計)の審査準備が進められている(我が国からは「和紙」提案書を提出済み)。

(5) 今後の運用に関する運用指示書の改訂 (決議13)

下記の事項について運用指示書の改訂案が決議され、それぞれ2014年6月に開催される第5回締約国会議に対して承認を求めるよう勧告する決議が採択された。

①商業化、持続可能な開発 (決議13. a)

2016年6月の第6回締約国会議における採択を目指し、運用指示書に追加する、国レベルでの無形文化遺産保護と持続可能な開発に関する新しい章を

策定することを締約国会議に勧告し、その内容を検討する専門家会議の開催を決定。トルコが同会議のホストを表明した。

②代表一覧表の「情報照会」オプション（決議13. b）

代表一覧表の事前審査の結果としての「情報照会」オプションについては、引き続きこれを維持し、補助機関に対して2014年の活動報告にこの問題を含めるよう求めることを決定。

③拡張登録（決議13. c）

運用指示書に、現在規定がない一国内の案件の拡張（及び論理上あり得る縮小）提案についても規定を追加することを決定。

④事前審査機関の一元化（決議13. d）

現在、代表一覧表への提案書については「補助機関」（24か国の政府間委員会の中から選出された6か国で構成）が、それ以外の3リストについては「諮問機関」（委員会で選出された6専門家+6専門機関で構成）が事前審査を行っているが、利益相反や専門性、効率性の観点等から、試験的に諮問機関（名称は「評価機関」とする）が一括して全てのリストの審査を行う方式とすることを決定。

構成メンバーのうち毎年4分の1ずつが入れ替わることについては変更はないが、構成メンバーの選定方式については、現在の事務局による候補者提示をやめ、各選挙グループが候補者を選定して事務局に通知すること、その際、専門家については政府間委員会委員国以外の国から選ぶこと、評価機関の構成メンバーとなった専門家は、自国の利益のためではなく全体のために審査を行うこと等の規定を運用指示書に盛り込むこととなった。

この決議に基づき、2014年6月の第5回締約国会議で承認されれば、2014年11月の第9回政府間委員会から適用され、2015年に記載の可否が決定されるサイクルから新たな評価機関が審査を行うこととなる。